

野洲市 LINE 活用健康関連情報コンテンツ等作成業務委託仕様書

1. 業務の名称

野洲市 LINE 活用健康関連情報コンテンツ等作成業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

- ① がん検診や特定健診の受診勧奨、がんや生活習慣病に関する啓発と予防、運動や食習慣の重要性等についての情報を、ナッジ理論を活用した効果的なコンテンツを作成し、LINE で配信することにより、市民へのヘルスリテラシーを向上させ、健康づくりへの意識と行動の変容を促進する。
- ② 上記の情報を提供することで、BIWA-TEKU アプリ内の健康ポイントを貯めやすくなる環境を整えていく。

4. 業務内容

受注者は、野洲市 LINE 公式アカウントにより、健康づくりの関連情報を発信するため、次の業務を実施する。

- ① 配信スケジュールの作成
 - ・ 配信回数は年6回を想定
 - ・ 発注者の（別紙）「想定スケジュール」を参考に、効果的な情報発信のスケジュールを作成する。
- ② LINE 配信コンテンツの作成
 - 以下（ア）～（ウ）の各テーマにおける配信コンテンツを作成する。
 - （ア）特定健診・がん検診の受診率向上を目的としたコンテンツ
 - 野洲市が実施する特定健診・がん検診の告知、受診方法の案内等
 - （イ）市民のヘルスリテラシー向上を目的としたコンテンツ
 - （ウ）（ア）～（イ）以外に、野洲市が指定する健康関連情報のコンテンツ
 - 野洲市が実施する健康関連の教室・イベント等の告知、参加方法の案内等

5. 留意事項

- ① 配信コンテンツを作成するにあたっては、次の要件を満たすこと
 - ・ ナッジ理論等の手法を活用して、市民の行動変容を促すための仕掛けがなされていること

- ・過去に健診の受診率を向上させた実績のあるコンテンツを参考にすること
- ・事前に本市と調整の上、計画に沿ったコンテンツとなるよう作成すること
- ・コンテンツは内容によっては医師等の監修を経るなど、正確な情報を記載すること

6. 成果物

- ① 配信スケジュール
- ② LINE 配信コンテンツ（メッセージ・画像等）
- ③ 業務完了報告書
- ④ その他、本市と協議し必要と定めた成果品等

7. その他

- ① 本業務の履行により知り得た情報は、本業務終了後も漏洩してはならない。
- ② 本業務における成果物等の著作権は、受注者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、本市に帰属するものとし、本市の了承なしに成果品の内容等を漏らしてはならない。なお、本委託業務における成果品等の利用については、双方の協議のもとに行うこととする。
- ③ 使用する写真、図表、イラスト等については、受託者の負担・責任において用意し、著作権等の侵害がないよう十分留意すること。
- ④ 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施する。
- ⑤ 受注者は、本業務上に発生した問題や事故について、発注者に報告し指示を仰ぐこととともに、早急に対応する。
- ⑥ この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。

(別紙) 想定スケジュール (予定)

月	コンテンツ作成・配信スケジュール
6月	BIWA-TEKU アプリにインセンティブ提供業務開始
7月	
8月	
9月	健康づくり (運動)
10月	がん検診・特定健診 情報提供
11月	健康づくり (歯)
12月	健康づくり研修会案内 (栄養)
1月	BIWA-TEKU アプリ利用に関する情報提供
2月	
3月	